

農業委員選挙

7月12日(日)投票日

農業委員の3年間の任期が7月31日で満了となります。このため市選挙管理委員会では、農業委員の一般選挙を7月12日(日)に行うことを決定しました。

選挙期日の告示と立候補の届け出は、7月5日(日)です。飯山市の農業の活性化と発展に願いを込めて、皆さんの投票をお願いします。

投票できる人

農業委員選挙で投票できる人は、飯山市内に住所のある人で、次の資格要件をすべて満たす人です。

- ①平成元年4月1日までに生まれた者
 - ②10アール(1000.0㎡)以上の農地で、耕作の業務を営む者とその同居の親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数がおおむね年間60日以上の方
 - ③農業委員選挙人名簿に登録されている者
- ただし、現在農業に従事している人でも、今年1月1日以降に飯山市に転入された人は、選挙関係の日程(会場は)いずれも市役所)

れた人は、選挙人名簿に登録されていないので、今回の投票はできません。

入場券は郵便で

投票所入場券は7月6日以後に郵便でお手元へお届けします。

入場券がなくても農業委員選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。

投票用紙には候補者の氏名を

投票用紙に候補者一名の氏名をはっきり書いて投票してください。

※立候補者が定数を超えず、無投票当選の場合は、7月5日(日)午後5時30分に防災行政無線でお知らせします。

農業委員会とは

農業委員会は、農業および農民の一般的利益を代表する機関として、市町村ごとに設置される行政委員会です。各委員は、公職選挙法に基づき選ばれた農業委員(飯山市の定数は14人)と、議会や農協などの推薦による選任の農業委員で構成されています。

農業委員会の仕事

農業委員会の行う仕事を大別すると「必ず行わなければならない事務」と「必要に応じて行う事務」があります。

必ず行わなければならない事務

- ①農地法に基づく業務
農地の売買や貸し借り、農地の転用などの申請を受理し、農業委員会で審議し、許可についての可否を決定します。その他、小作地の所有制限等の業務、農地等の賃借に関する業務など。
- ②農業経営基盤強化促進法に基づく業務
- ③土地改良法に基づく業務

農業者年金に関する業務



△遊休農地対策の1つとして農業委員が行っている「とうたち菜」摘み

- ④その他の法令に基づく業務
- 必要に応じて行う事務
- ①農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する業務
- ②農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する業務
- ③法人化その他農業経営の合理化に関する業務
- ④農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査および研究
- ⑤農業および農民に関する情報提供
- ⑥意見の公表、建議および諮問に対する答申の業務

投票時間は 午前7時～午後6時

農業委員選挙の投票は、衆議院議員選挙などの投票所とは時間や場所が異なり、市内10か所の投票所で午前7時から午後6時まで行われますので、ご注意ください。

●選挙関係の日程

- ・立候補手続説明会
(会場は)いずれも市役所)
6月23日(火) 午後2時～
- ・届出事項事前審査
6月30日(火) 午前9時～



選挙に関する
お問い合わせは・・・
選挙管理委員会事務局
電話 62-3111 (代)
内線 332

期日前投票のしかた

投票日当日、仕事・冠婚葬祭などやむを得ない用務のため不在となるときは期日前投票ができます。また、旅行やレジャーなどで投票区外にいる場合でも期日前投票ができます。

- ◇期間
7月6日(月)～7月11日(土)
午前8時30分～午後8時
土曜日でも平日と同じように投票できます。
- ◇場所
市役所4階41号会議室
- ◇持ち物
入場券
入場券がなくても農業委員選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。

こんな時は不在者投票を

- ◇入院中とき
- ◇市外に滞在中とき
このような場合は期日前投票ではなく不在者投票となります。詳しくは市選挙管理委員会へお問い合わせください。



あなたの一票
大切に

期日前投票

7月6日(月)～
7月11日(土)

期日前投票のしかた